

【運用基準】

「既存宅地の確認を受けた土地」には、市街化調整区域となった時点で建築物が存する土地と判断できるものも含む。ただし、平成 13 年 5 月 18 日以降の線引きは除く。

※既存宅地とは：「都市計画法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 73 号）による改正前の都市計画法第 43 条第 1 項第 6 号の規定による宅地」である。